

保育料基準額表

(単位:円)

各月初日の在籍入所児童の属する世帯の階層区分			保育料(月額)		
階層	市民税等による定義		3歳未満児	3歳以上児	
A	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0	0	
B	A階層を除き、前年分の所得税が非課税で、かつ、前年度分の市民税が非課税の世帯		0	0	
C	A階層及びB階層を除き、前年分所得税非課税世帯で右記の区分に該当する世帯	第1階層	前年度分市民税の課税額が均等割額のみ	3,100 (1,500)	2,000 (1,000)
		2	前年度分市民税の所得割課税額が7,000円未満	4,000 (2,000)	2,500 (1,200)
		3	前年度分市民税の所得割課税額が7,000円以上	4,700 (2,300)	3,100 (1,500)
D	A階層を除き、前年分所得税課税世帯で右記の区分に該当する世帯	第1階層	前年分所得税課税額が2,000円未満	7,400 (3,700)	5,200 (2,600)
		2	2,000円～10,000円未満	9,300 (4,600)	6,400 (3,200)
		3	10,000円～19,000円未満	11,000 (5,500)	7,300 (3,600)
		4	19,000円～29,000円未満	14,900 (7,400)	8,500 (4,200)
		5	29,000円～39,000円未満	18,000 (9,000)	9,900 (4,900)
		6	39,000円～57,000円未満	20,700 (10,300)	11,100 (5,500)
		7	57,000円～76,000円未満	27,200 (13,600)	12,100 (6,000)
		8	76,000円～95,000円未満	29,800 (14,900)	13,400 (6,700)
		9	95,000円～121,000円未満	33,200 (16,600)	14,500 (7,200)
		10	121,000円～149,000円未満	35,800 (17,900)	16,000 (8,000)
		11	149,000円～177,000円未満	37,400 (18,700)	17,800 (8,900)
		12	177,000円～205,000円未満	40,100 (20,000)	19,100 (9,500)
		13	205,000円～233,000円未満	42,500 (21,200)	20,700 (10,300)
		14	233,000円～267,000円未満	45,000 (22,500)	22,100 (11,000)
		15	267,000円～304,000円未満	47,300 (23,600)	23,300 (11,600)
		16	304,000円～348,000円未満	49,000 (24,500)	24,200 (12,100)
		17	348,000円～417,000円未満	49,500 (24,700)	25,000 (12,500)
		18	417,000円～492,000円未満	49,500 (24,700)	25,000 (12,500)
		19	492,000円～604,000円未満	49,500 (24,700)	25,000 (12,500)
		20	604,000円～	49,500 (24,700)	25,000 (12,500)

備考

- (注1) 「3歳未満」「3歳以上」の年齢区分は入所した日の属する年度の初日の前日における満年齢によるものとします。
- (注2) 同一世帯から2人以上の児童が保育所、幼稚園、認定こども園、障害児関係施設に入所、入園している場合、保育所に入所している第2子の保育料は()内の金額とし、第3子以降の保育料は0円とします。
- (注3) C1階層における「均等割額」とは、地方税法に規定する均等割の額をいい、C2・C3階層における「所得割課税額」とは、所得割(下記(1)～(4)の規定は適用しない)の額をいいます。なお、『天災』による市民税の減免があった場合には、その額を均等割又は所得割課税額から順次控除して得た額とします。
- (注4) D1～D20階層における「所得税課税額」とは、『国税』(所得税法・租税特別措置法・災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定によって計算された所得税)の額をいいます。ただし、所得税法第84条第2項及び地方税法第314条の2第1項第11号に規定する扶養控除については、所得税法等の一部を改正する法律による改正前の所得税法第84条第1項の規定又は地方税法等の一部を改正する法律による改正前の地方税法第314条の2第1項第11号の規定によって計算された額を用いるものとします。また次の各号に掲げる規定は適用しないものとします。
- (1) 『寄附金控除』(国及び地方公共団体に対する寄附金) (5) 『住宅耐震改修特別控除』
(2) 『配当控除』 (6) 『住宅特定改修特別控除』
(3) 『外国税額控除』 (7) 『認定長期優良住宅新築等特別控除』
(4) 『(特定増改築等)住宅借入金等特別控除』 (8) 『電子証明書等特別控除』

☆同一世帯から幼稚園・認定こども園・障害児関係施設に入所・入園している児童がいる場合、保育料算定のため、在園証明書の提出が必要となります。保育・幼稚園係に備えてありますので、該当される場合は申し出てください。
(対象となる障害児関係施設については、保育・幼稚園係へご確認ください。)